

○飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱

令和6年3月28日

飯塚市告示第93号

改正 R6-134

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるイノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物被害に対して、農業者が行う効果的かつ効率的な侵入防止柵等の整備を支援し、もって農作物被害の防止・軽減を図るため、個人が農地に設置する資材購入費について、飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、対象者、対象地、補助対象経費、補助割合及び処分制限期間は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費及び補助割合により算出する。ただし、算出された飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(R6-134 一改)

3 補助金の交付を受けようとする対象地は、処分制限期間を経過しない限り再申請をすることができない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、飯塚市鳥獣被害防止柵集落共同設置事業費補助金については、第3号、第4号及び第5号の書類の提出を要しない。

(1) 補助金交付申請書

(2) 見積書

(3) 農家であることが証明できるもの(前年分収支内訳書(農業所得用)の写し、営農計画書等)

(4) 申請地位置図及び字図(設置個所記載のもの)

(5) 委任状(農地の所有者と耕作者が異なる場合のみ)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、同一年度につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(概算払)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、侵入防止柵の設置完了日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金については、第5号及び第6号の書類の提出を要しない。

- (1) 実績報告書
- (2) 設置写真
- (3) 補助金請求書
- (4) 領収書
- (5) 管理契約書
- (6) 構成員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、補助金額を確定し、補助金額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金額が交付済額より少ないときには、交付決定者に対し、当該差額について期限を定めてその返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき、

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月8日 告示第134号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金の種類	飯塚市鳥獣被害防止柵集落共同設置事業費補助金	飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金
対象者	国の鳥獣被害防止総合対策整備事業(以下、「国事業」という。)による侵入防止柵の資材支給を要望していた飯塚市内の地内のうち、予算の都合により当該年度の対象から外れた者。	飯塚市に居住し、かつ市内で農産物を生産している者。
対象地	国事業において設置を要望していた同一箇所に限る。	現に耕作されている市内の農地で、農作物被害を受ける恐れがある農地(ただし、家庭菜園等は対象外)。
補助対象経費	国事業において要望していた対象資材(ワイヤーメッシュ柵、電気柵)と同一の資材で、かつ、同一延長であるものの購入費及び設置箇所までの送料(購入先は国事業で落札した事業者に限る)。	ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵、防護ネット、トタン柵等の有害鳥獣の侵入を防止するために有効であると認められる資材の購入費(消費税を除く)。ただし、工具、施工費は対象外。
補助割合	嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が国事業によって現物支給する柵等を整備するとした場合の1地区当たりの整備費用。	1戸の場合：購入費の1/2以内 (上限額15万円/件・年) 2戸以上の場合：購入費の2/3以内 (上限額30万円/件・年)
処分制限期間	ワイヤーメッシュ柵 14年 電気柵 8年	ワイヤーメッシュ柵 14年 電気柵 8年 その他 8年